

社会福祉士及び介護福祉士法

昭和62年5月26日公布

社会福祉士及び介護福祉士法案要綱

第1 目的

この法律は、社会福祉士及び介護福祉士の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とすること。（第1条関係）

第2 定義

1 この法律において「社会福祉士」とは、第3の3の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと（以下「相談援助」という。）を業とする者をいうものとする。（第2条第1項関係）

2 この法律において「介護福祉士」とは、第4の3の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上的の障害があることにより、より日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及び介護者に対して介護に関する指導を行うこと（以下「介護等」という。）を業とする者をいうものとする。（第2条第2項関係）

第3 社会福祉士

1 資格

社会福祉士試験に合格した者は、社会福祉士となる資格を有するものとする。（第4条関係）

2 社会福祉士試験

1 社会福祉士試験は、社会福祉士として必要な知識及び技能について行うこととし、毎年1回以上、厚生大臣が行うものとする。（第5条及び第6条関係）

2 社会福祉士試験の受験資格は、次のとおりとする。（第7条関係）

(1) 学校教育法に基づく大学等（短期大学を除く。（2）において同じ。）において厚生大臣の指定する社会福祉に関する科目（以下「指定科目」という。）を修めて卒業した者

(2) 学校教育法に基づく大学等を卒業した者であって、厚生大臣の指定した養成施設等（以下「社会福祉士一般養成施設等」という。）において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの等

(3) 学校教育法に基づく短期大学等において指定科目を修めて卒業した者であって、厚生省令で定める施設（以下「指定施設」という。）において2年以上相談援助の業務に従事したもの等

(4) 学校教育法に基づく短期大学等において厚生大臣の指定する社会福祉に関する基礎科目を修めて卒業した者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、厚生大臣の指定した養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの等

(5) 学校教育法に基づく短期大学等を卒業した者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの等

(6) 指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者

(7) 児童福祉司、身体障害者福祉司等であった期間が5年以上ある者

3 厚生大臣は、その指定する者に社会福祉士試験の実施に関する事務を行わせることができるものとし、指定試験機関に関し所要の規定を置くこと。(第10条から第27条まで関係)

3 登録

1 社会福祉士となる資格を有する者が社会福祉士となるには、社会福祉士登録簿に登録を受けなければならないものとし、登録に関し所要の規定を置くこと。(第28条から第34条まで関係)

2 厚生大臣は、その指定する者に社会福祉士の登録の実施に関する事務を行わせることができるものとし、指定登録機関に関し所要の規定を置くこと。(第35条から第37条まで関係)

第4 介護福祉士

1 資格

介護福祉士となる資格を有する者は、次のとおりとすること。(第39条関係)

(1) 学校教育法の規定により大学に入学することができる者であって、厚生大臣の指定した養成施設等において2年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

(2) 学校教育法に基づく大学等において厚生大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者であって、厚生大臣の指定した養成施設等において1年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

(3) 学校教育法の規定により大学に入学することができる者であって、厚生省令で定める学校又は養成所を卒業した後、厚生大臣の指定した養成施設等において1年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

(4) 介護福祉士試験に合格した者

(5) 職業能力開発促進法に基づく介護等に係る技能検定(労働大臣が厚生大臣に協議したものに限る。)に合格した者

2 介護福祉士試験

1 介護福祉士試験は、介護福祉士として必要な知識及び技能について行うこととし、その受験資格は、次のとおりとすること。(第40条関係)

(1) 3年以上介護等の業務に従事した者

(2) (1)に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、厚生省令で定めるもの

2 厚生大臣は、その指定する者に介護福祉士試験の実施に関する事務を行わせることができるものとし、指定試験機関に関し所要の規定を置くこと。(第41条関係)

3 登録

1 介護福祉士となる資格を有する者が介護福祉士となるには、介護福祉士登録簿に登録を受けなければならないものとし、登録に関し所要の規定を置くこと。(第42条関係)

2 厚生大臣は、その指定する者に介護福祉士の登録の実施に関する事務を行わせることができるものとし、指定登録機関に関し所要の規定を置くこと。もに、当該指定を行おうとするときは、厚生大臣は労働大臣に協議するものとする。こと。(第43条関係)

第5 社会福祉士及び介護福祉士の義務等

1 社会福祉士又は介護福祉士は、その信用を傷つけるような行為をしてはならないものとする。こと。(第45条関係)

- 2 社会福祉士又は介護福祉士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならないものとし、社会福祉士又は介護福祉士でなくなった後においても同様であるものとする。 (第46条関係)
- 3 社会福祉士及び介護福祉士は、医師その他の医療関係者との連携を保たなければならないものとする。 (第47条関係)
- 4 名称の使用制限
 - 1 社会福祉士でない者は、社会福祉士という名称を使用してはならないものとする。 (第48条第1項関係)
 - 2 介護福祉士でない者は、介護福祉士という

名称を使用してはならないものとする。 (第48条第2項関係)

- 第6 罰則
罰則に関し、所要の規定を設けること。 (第50条から第54条まで関係)

- 第7 施行期日等
- 1 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲で政令で定める日から施行するものとする。 (附則第1条関係)
 - 2 名称の使用制限に関する経過措置を設ける等所要の規定を整備をすること。

社会福祉士及び介護福祉士法

昭和62年5月26日公布 (法律第30号)

目次

- 第1章 総則 (第1条 - 第3条)
- 第2章 社会福祉士 (第4条 - 第38条)
- 第3章 介護福祉士 (第39条 - 第44条)
- 第4章 社会福祉士及び介護福祉士の義務等 (第45条 - 第49条)
- 第5章 罰則 (第50条 - 第54条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、社会福祉士及び介護福祉士の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「社会福祉士」とは、第28条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上的障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと (第7条において「相談援助」という。)を業と

する者をいう。

- 2 この法律において「介護福祉士」とは、第42条第1項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上的障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと (以下「介護等」という。)を業とする者をいう。

(欠格事由)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、社会福祉士又は介護福祉士となることができない。

- 1 禁治産者又は準禁治産者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 この法律の規定その他社会福祉に関する法律の規定であって政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 4 第32条第1項第2号又は第2項 (これらの規定を第42条第2項において準用する場合を含む。)の規定により登録を取り消されその取消の日から起算して2年を経過しない者

第2章 社会福祉士

(社会福祉士の資格)

第4条 社会福祉士試験に合格した者は、社会福祉士となる資格を有する。

(社会福祉士試験)

第5条 社会福祉士試験は、社会福祉士として必要な知識及び技能について行う。

(社会福祉士試験の実施)

第6条 社会福祉士試験は、毎年1回以上、厚生大臣が行う。

(受験資格)

第7条 社会福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 1 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。以下この条において同じ。)において厚生大臣の指定する社会福祉に関する科目(以下この条において「指定科目」という。)を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者
- 2 学校教育法に基づく大学において厚生大臣の指定する社会福祉に関する基礎科目(以下この条において「基礎科目」という。)を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であって、文部大臣及び厚生大臣の指定した学校、厚生大臣及び労働大臣の指定した職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条第2項各号に掲げる施設若しくは同法第27条第1項に規定する職業訓練大学校(以下「職業訓練校等」という。)又は厚生大臣の指定した養成施設(以下「社会福祉士短期養成施設等」という。)において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 3 学校教育法に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であって、文部大臣及び厚生大臣の指定した学校、厚生大臣及び労働大臣の指定した職業訓練校等又は厚生大臣の指定した養成施設(以下「社会福祉士一般養成施設等」という。)にお

いて1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

- 4 学校教育法に基づく短期大学(修業年限が3年であるものに限る。)において指定科目を修めて卒業した者(夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。)その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であって、厚生省令で定める施設(以下この条において「指定施設」という。)において1年以上相談援助の業務に従事したものであるもの
- 5 学校教育法に基づく短期大学(修業年限が3年であるものに限る。)において基礎科目を修めて卒業した者(夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。)その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であって、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 6 学校教育法に基づく短期大学(修業年限が3年であるものに限る。)を卒業した者(夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。)その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であって、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 7 学校教育法に基づく短期大学において指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事したものであるもの
- 8 学校教育法に基づく短期大学において基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 9 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとし

て厚生省令で定める者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したものの

10 指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

11 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉司，身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に定める身体障害者福祉司，社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第14条第1項第1号に規定する所員，精神薄弱者福祉法（昭和35年法律第37号）に定める精神薄弱者福祉司及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第6条に規定する社会福祉主事であった期間が5年以上ある者

（社会福祉士試験の無効等）

第8条 厚生大臣は、社会福祉士試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

2 厚生大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて社会福祉士試験を受けることができないものとする事ができる。

（受験手数料）

第9条 社会福祉士試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が社会福祉士試験を受けない場合においても、返還しない。

（指定試験機関の指定）

第10条 厚生大臣は、厚生省令で定めるところにより、その指定する者（以下この章において「指定試験機関」という。）に、社会福祉士試験の実施に関する事務（以下この章において「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、厚生省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 厚生大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしているときと認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

1 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

2 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

4 厚生大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

1 申請者が、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人以外者であること。

2 申請者が、その行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

3 申請者が、第22条の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者であること。

4 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

ロ 次条第2項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して2年を経過しない者

（指定試験機関の役員の選任及び解任）

第11条 指定試験機関の役員の選任及び解任は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 厚生大臣は、指定試験機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは第13条第1項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく

不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

(事業計画の認可等)

第12条 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に

(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度の経過後3月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

(試験事務規程)

第13条 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程(以下この章において「試験事務規程」という。)を定め、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、厚生省令で定める。

3 厚生大臣は、第1項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(社会福祉士試験委員)

第14条 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、社会福祉士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、社会福祉士試験委員(以下この章において「試験委員」という。)に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、厚生省令で定めるところにより、厚生大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があったときも、同様とする。

4 第11条第2項の規程は、試験委員の解任について準用する。

(規程の適用等)

第15条 指定試験機関が試験事務を行う場合における第8条第1項及び第9条第1項の規定の適用については、第8条第1項中「厚生大臣」とあり、及び第9条第1項中「国」とあるのは、「指定試験機関」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用する第9条第1項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

(秘密保持義務等)

第16条 指定試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあった者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(帳簿の備付け等)

第17条 指定試験機関は、厚生省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で厚生省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第18条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告)

第19条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、厚生省令で定めるところにより、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。

(立入検査)

第20条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、指定試験機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査さ

せ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(試験事務の休廃止)

第21条 指定試験機関は、厚生大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第22条 厚生大臣は、指定試験機関が第10条第4項各号(第3号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

- 2 厚生大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
 - 1 第10条第3項各号の要件を満たさなくなったと認められるとき。
 - 2 第11条第2項(第14条第4項において準用する場合を含む。)、第13条第3項又は第18条の規定による命令に違反したとき。
 - 3 第12条、第14条第1項から第3項まで又は前条の規定に違反したとき
 - 4 第13条第1項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行ったとき。
 - 5 次条第1項の条件に違反したとき。

(指定等の条件)

第23条 第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項、第13条第1項又は第21条の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

- 2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(聴聞)

第24条 厚生大臣は、第22条の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(指定試験機関がした処分等に係る不服申立て)

第25条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生大臣に対し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による審査請求をすることができる。

(厚生大臣による試験事務の実施等)

第26条 厚生大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

- 2 厚生大臣は、指定試験機関が第21条の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第22条第2項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(公示)

第27条 厚生大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 1 第10条第1項の規定による指定をしたとき。
- 2 第21条の規定による許可をしたとき。
- 3 第22条の規定により指定を取り消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 4 前条第2項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(登録)

第28条 社会福祉士となる資格を有する者が社会福祉士となるには、社会福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生省令で定める事項の登録を受けなければならない。

(社会福祉士登録簿)

第29条 社会福祉士登録簿は、厚生省に備える。

(社会福祉士登録証)

第30条 厚生大臣は、社会福祉士の登録をしたときは、申請者に第28条に規定する事項を記載した社会福祉士登録証(以下この章において「登録証」という。)を交付する。

(登録事項の変更の届出等)

第31条 社会福祉士は、登録を受けた事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

2 社会福祉士は、前項の規定による届出をするときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(登録の取消し等)

第32条 厚生大臣は、社会福祉士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

1 第3条各号(第4号を除く。)のいずれかに該当するに至った場合

2 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

2 厚生大臣は、社会福祉士が第45条及び第46条の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて社会福祉士の名称の使用の停止を命ずることができる。

3 厚生大臣は、第1項第2号又は前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(登録の消除)

第33条 厚生大臣は、社会福祉士の登録がその効力を失ったときは、その登録を消除しなければならない。

(変更登録等の手数料)

第34条 登録証の記載事項の変更を受けようとする者及び登録証の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付

しなければならない。

(指定登録機関の指定等)

第35条 厚生大臣は、厚生省令で定めるところにより、その指定する者(以下この章において「指定登録機関」という。)に社会福祉士の登録の実施に関する事務(以下この章において「登録事務」という。)を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、厚生省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

第36条 指定登録機関が登録事務を行う場合における第29条、第30条、第31条第1項、第33条及び第34条の規定の適用については、これらの規定中「厚生省」とあり、「厚生大臣」とあり、及び「国」とあるのは、「指定登録機関」とする。

2 指定登録機関が登録を行う場合において、社会福祉士の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を指定登録機関に納付しなければならない。

3 第1項の規定により読み替えて適用する第34条及び前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

(準用)

第37条 第10条第3項及び第4項、第11条から第13条まで並びに第16条から第27条までの規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定中「試験事務」とあるのは「登録事務」と、「試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第10条第3項中「前項」とあり、及び同条第4項各号列記以外の部分中「第2項」とあるのは「第35条第2項」と、第16条第1項中「職員(試験委員を含む。次項において同じ。)」とあるのは「職員」と、第22条第2項第2号中「第11条第2項(第14条第4項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第11条第2項」と、同項第3号中「第14条第1項から第3項まで又は前条」とあるのは「又は前条」と、第23条第1項及び第27条第1号中「第10条第1項」とあるのは「第35条第1項」と読み替えるものとする。

(厚生省令への委任)

第38条 この章に定めるもののほか、社会福祉士試験、社会福祉士短期養成施設等、社会福祉士一般養成施設等、指定試験機関、社会福祉士の登録、指定登録機関その他この章の規定の施行に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第三章 介護福祉士

(介護福祉士の資格)

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、介護福祉士となる資格を有する。

- 1 学校教育法第56条第1項の規定により大学に入学することができる者であつそ、文部大臣及び厚生大臣の指定した学校、厚生大臣及び労働大臣の指定した職業訓練校等又は厚生大臣の指定した養成施設において2年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 2 学校教育法に基づく大学において厚生大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずる者として厚生省令で定める者であつて、文部大臣及び厚生大臣の指定した学校、厚生大臣及び労働大臣の指定した職業訓練校等又は厚生大臣の指定した養成施設において1年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 3 学校教育法第56条第1項の規定により大学に入学することができる者であつて、厚生省令で定める学校又は養成所を卒業した後、文部大臣及び厚生大臣の指定した学校、厚生大臣及び労働大臣の指定した職業訓練校等又は厚生大臣の指定した養成施設において1年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 4 介護福祉士試験に合格した者
- 5 職業能力開発促進法第62条第1項の規定に基づく介護等に係る技能検定(当該技能検定の実施に関し、労働大臣が厚生省令、労働省令で定めるところにより、厚生大臣に協議したものに限り。)に合格した者

(介護福祉士試験)

第40条 介護福祉士試験は、介護福祉士として必要な知識及び技能について行う。

2 介護福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 1 3年以上介護等の業務に従事した者
- 2 前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生省令で定めるもの
- 3 第6条、第8条及び第9条の規定は、介護福祉士試験について準用する。

(指定試験機関の指定等)

第41条 厚生大臣は、厚生省令で定めるところにより、その指定する者(以下この章において「指定試験機関」という。)に、介護福祉士試験の実施に関する事務(以下この章において「試験事務」という。)を行わせることができる。

- 2 指定試験機関の指定は、厚生省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。
- 3 第10条第3項及び第4項並びに第11条から第27条までの規定は、指定試験機関について準用する。この場合において、第10条第3項第1号中「試験事務の実施」とあるのは「第41条第1項に規定する試験事務(以下単に「試験事務」という。)の実施」と、第14条第1項中「社会福祉士として」とあるのは「介護福祉士として」と、「社会福祉士試験委員」とあるのは「介護福祉士試験委員」と、第23条第1項及び第27条第1号中「第10条第1項」とあるのは「第41条第1項」と読み替えるものとする。

(登録)

第42条 介護福祉士となる資格を有する者が介護福祉士となるには、介護福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生省令で定める事項の登録を受けなければならない。

- 2 第29条から第34条までの規定は、介護福祉士の登録について準用する。この場合において、第29条中「社会福祉士登録簿」とあるのは「介護福祉士登録簿」と、第30条中「第28条」とあるのは「第42条第1項」と、「社会福祉士登録証」とあるのは「介護福祉士登録証」と、第31条並びに第32条第1項及び第2項中「社会福祉士」とあるのは「介護福祉士」と読み替えるものとする。

(指定登録機関の指定等)

- 第43条 厚生大臣は、厚生省令で定めるところにより、その指定する者(以下この章において「指定登録機関」という。)に介護福祉士の登録の実施に関する事務(以下この章において「登録事務」という。)を行わせることができる。
- 2 指定登録機関の指定は、厚生省令の定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。
- 3 第10条第3項及び第4項、第11条から第13条まで、第16条から第27条まで並びに第36条の規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定中「試験事務」とあるのは「登録事務」と、「試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第10条第3項中「前項」とあり、及び同条第4項各号列記以外の部分中「第2項」とあるのは「第43条第2項」と、同項第2号中「その行う」とあるのは「その行う職業安走法(昭和22年法律第141号)第5条第1項に規定する職業紹介の事業(その取り扱う職種が介護等を含むものに限る。)」その他の」と、第16条第1項中「職員(試験委員を含む。次項において同じ。)」とあるのは「職員」と、第22条第2項第2号中「第11条第2項(第14条第4項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第11条第2項」と、同項第3号中「、第14条第1項から第3項まで又は前条」とあるのは「又は前条」と、第23条第1項及び第27条第1号中「第10条第1項」とあるのは「第43条第1項」と、第36条第2項中「社会福祉士」とあるのは「介護福祉士」と読み替えるものとする。
- 4 厚生大臣は、第1項の指定を行おうとするとき又は前項において準用する第13条第1項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、労働大臣に協議するものとする。

(厚生省令への委任)

- 第44条 この章に規定するもののほか、介護福祉士試験、第39条第1号から第3号までに規定する養成施設、指定試験機関、介護福祉士の登録、指定登録機関その他この章の規定の施行に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第4章 社会福祉士及び介護福祉士の義務等

(信用失墜行為の禁止)

- 第45条 社会福祉士又は介護福祉士は、社会福祉士又は介護福祉士の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(秘密保持義務)

- 第46条 社会福祉士又は介護福祉士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。社会福祉士又は介護福祉士でなくなった後においても、同様とする。

(連携)

- 第47条 社会福祉士又は介護福祉士は、その業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との連携を保たなければならない。

(名称の使用制限)

- 第48条 社会福祉士でない者は、社会福祉士という名称を使用してはならない。
- 2 介護福祉士でない者は、介護福祉士という名称を使用してはならない。

(経過措置)

- 第49条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第5章 罰則

- 第50条 第46条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴を持って論ずる。

- 第51条 第16条第1項(第37条、第41条第3項及び第43条第3項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 第52条 第22条第2項(第37条、第41条第3項及び第43条第3項において準用する場合を含む。)の

規定による第10条第1項若しくは第41条第1項に規定する試験事務（第54条において単に「試験事務」という。）又は第35条第1項若しくは第43条第1項に規定する登録事務（第54条において単に「登録事務」という。）の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした第10条第1項若しくは第41条第1項に規定する指定試験機関（第54条において単に「指定試験機関」という。）又は第35条第1項若しくは第43条第1項に規定する指定登録機関（第54条において単に「指定登録機関」という。）の役員又は職員は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 1 第32条第2項の規定により社会福祉士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、社会福祉士の名称を使用したもの。
- 2 第42条第2項において準用する第32条第2項の規定により介護福祉士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、介護福祉士の名称を使用したもの
- 3 第48条第1項又は第2項の規定に違反した者

第54条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。

- 1 第17条（第37条、第41条第3項及び第43条第3項において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。
- 2 第19条（第37条、第41条第3項及び第43条第3項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 3 第20条第1項（第37条、第41条第3項及び第43条第3項において準用する場合を含む。）の規定による立入若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- 4 第21条（第37条、第41条第3項及び第43条第3項において準用する場合を含む。）の許可を受けないで試験事務又は登録事務の全部を廃止したとき。

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第2条 この法律の施行の際現に社会福祉士又は介護福祉士という名称を使用している者については、第48条の規定は、この法律の施行後6月間は、適用しない。

（登録免許税法の一部改正）

第3条 登録免許税法（昭和42年法律第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1第23号中7の2を7の3とし、（7）の次に次のように加える。

7の2 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第28条（登録）

の社会福祉士の登録又は同法第42条第1項（登録）の介護福祉士の登録

イ 社会福祉士の登録	登録件数
1件につき1万5千円	
ロ 介護福祉士の登録	登録件数
1件につき9千円	

（厚生省設置法の一部改正）

第4条 厚生省設置法（昭和24年法律第151号）の一部を次のように改正する。

第5条第58号の次に次の1号を加える。

58の2 社会福祉士及び介護福祉士の身分及び業務について、指導監督を行うこと。

第6条第54号の次に次の2号を加える。

54の2 社会福祉士及び介護福祉士の養成施設を指定し、試験及び登録を行い、登録を取り消し、並びに名称の使用の停止を命ずること。

54の3 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）の規定に基づき、指定試験機関及び指定登録機関を指定し、並びにこれらに対し、認可その他監督を行うこと。

参考

社会福祉士及び介護福祉士法案に対する附帯決議

参議院社会労働委員会

昭和62年5月18日

政府は、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 在宅福祉施策について、ホームヘルプ・サービスの充実、デイ・サービス、ショートステイの拡充等一層の推進を図ること。
- 2 社会福祉士・介護福祉士の養成カリキュラムの編成及び試験については、既に相談援助あるいは介護の実務に従事している者の経験を尊重するよう十分配慮すること。また、養成カリキュラムの編成に当たっては、養成校等関係者の意見を尊重するとともに、福祉をめぐる諸条件の変化に即応するよう配慮すること。
- 3 福祉・保健・医療各施策の連携の一層の強化を図るとともに、介護福祉士と保健婦・看護婦との連携等両福祉士とこれら各分野の関係者との連携

のための措置を講ずること。

- 4 社会福祉士と福祉事務所との連携を密にするよう指導するとともに、福祉事務所の機能の充実を図ること。
- 5 介護等に係る技能検定と介護福祉士試験については、その水準のバランスを保つよう配慮すること。
- 6 社会福祉士の相談援助が多様なサービスに関連することにかんがみ、社会福祉士の養成に当たっては、ケースワークに関する実習の機会を十分確保すること。
- 7 その成長が予想されるいわゆるシルバー産業について、営利主義が高齢者の福祉を阻害することのないよう厳しく指導すること。

上決議する。

参考

社会福祉士及び介護福祉士法案に対する附帯決議

衆議院社会労働委員会

昭和62年5月21日

政府は、社会福祉士及び介護福祉士の社会的地位の向上に配慮するとともに、次の事項について、適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

- 1 在宅福祉施策について、ホームヘルパーの増員、デイ・サービスセンター等施設の整備等の一層の推進を図ること。
- 2 社会福祉士・介護福祉士の養成カリキュラムの編成及び試験については、相談援助あるいは介護の実務従事者の経験を尊重するよう十分配慮すること。
- 3 社会福祉士・介護福祉士の養成カリキュラムの

編成に当たっては、養成校等関係者の意見を尊重するとともに、福祉をめぐる諸条件の変化に即応するよう配慮すること。また、相談援助、介護それぞれの業務の性格にかんがみ、養成課程において実習の機会を確保するよう配慮すること。

- 4 社会福祉士・介護福祉士の養成施設の指定に当たっては、全国的にバランスのとれた配置となるよう十分配慮すること。
- 5 福祉・保健・医療各施策の連携の一層の強化を図るとともに、介護福祉士と保健婦・看護婦との連携等両福祉士とこれらの各分野の関係者との連携のための措置を講ずること。また、社会福祉士

と福祉事務所との連携を密にするとともに、福祉事務所の機能を充実すること。

- 6 介護等に係る技能検定と介護福祉士試験については、その水準のバランスを保つよう配慮すること。

- 7 民間部門において現われ始めているいわゆるシルバーサービスについては、営利主義が高齢者の福祉を阻害することのないよう厳しく指導すること。